

年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書

〈表面〉

料金後納
郵便

親展

大切なお知らせ

差出人  **日本年金機構** 〒168-8505
Japan Pension Service 東京都杉並区高井戸西
三丁目5番24号

開封前にあて名をご確認ください。
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

② ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書

(この通知書は、支給金額を証するもので**大切に保管してください。**)

令和7年4月分からお支払いする支給金額は以下のとおりとなります。
(改定内容に関しては、右面をお読みください。)

給付金の種類

年金生活者支援給付金

基礎年金番号	
--------	--

◎受給者氏名

支給金額（月額）	円
----------	---

厚生労働大臣

印

令和7年度の年金生活者支援給付金の支給金額

- 年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和7年度は昨年度から2.7%の増額改定となります。
- また、老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、国民年金保険料免除期間を有する場合に、老齢基礎年金額※の引上げに伴う改定（増額）も行われます。

※ 年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和7年度の年金額は、昨年度から1.9%の増額改定となります。

【令和7年度の給付基準額（月額）】

給付金の種類	給付基準額
老齢年金生活者支援給付金	5,450円※1
障害年金生活者支援給付金 (1級)※2	6,813円
障害年金生活者支援給付金 (2級)	5,450円
遺族年金生活者支援給付金	5,450円※3

※1 実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されますので、支給金額は2.7%の増額とならない場合があります。

※2 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。

※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額が支給されます。

〈裏面〉

年金生活者支援給付金に関するお問い合わせについて

《改定/振込通知書相談チャット等でのお問い合わせ》

○日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「改定/振込通知書相談チャット」を開設しています。
(24時間対応)

○支給金額の改定に関しては、日本年金機構ホームページでもご案内しています。

相談チャット

https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html

ホームページ

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkin_gakutou_kaitai.html

《電話でのお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ》

 0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合(東京) 03-5539-2216

受付時間	曜日	時間
受付時間	月曜日 ^{※1}	8:30~19:00
	火~金曜日	8:30~17:15
	第2土曜日 ^{※2}	9:30~16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。
<おかけ間違いにご注意ください>

○「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
○「0570」の前に市外局番をつけないでください。

<代理の方がおかけになる場合>

○親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
○お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
○マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。
※ 月曜日など休日明け、お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度は電話が非常に混雑します。

【決定への不服申立制度について】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の副本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくとも提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

※年金生活者支援給付金改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。
また、手数料などの金銭を求めることもあります。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。